# 焼津漁業協同組合再発防止委員会

答申書

令和4年6月15日

#### 第1 答申の趣旨

再発防止委員会は、冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止及び信頼回復のために、下記①乃至④の方策を実施することを提言します。

- ①第三者機関による事実調査及び公表
- ②法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
- ③内部統制システムの強化
- ④組織的なコンプライアンス意識の一層の徹底

#### 第2 はじめに

焼津漁業協同組合(以下「漁協」といいます。)再発防止委員会は、 冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止を目的として設置され、現在まで1 0回の期日が開催されました。

同委員会では、水揚げの際に用いる機器の見直しといった環境整備策のみならず、職員の倫理意識向上、風通しの良い組織風土の醸成、公正で透明な市場運営のあり方という調査報告書の答申を受け、再発防止策の検討を進めました。

漁協では、パレット搬出の際には、全車両トラックスケールの通過を 義務づける等の水揚げ体制の見直しや職員に対する誓約書の徴求、内部 通報窓口の整備等の再発防止策を講じてきました。

しかし、再発防止委員会が検討を重ねるうちに、公正・公平な魚市場機能を果たし、焼津魚市場が漁業者に選ばれ続けるためには、本答申で示すとおり、更なる改革・改善が必要な点があることも明らかとなりました。これらの点を踏まえ、再発防止に一層真摯に取り組んでいただきたく、答申いたします。

#### 第3 再発防止委員会での検討内容

- 1 再発防止委員会では、実質 9 回(最後の 1 0 回目は答申内容のみ)に わたり、冷凍魚不正抜き取り事件についての漁協の報告を受け、漁協の 対応について、トラックスケール等水揚げ環境のハード面から誓約書や コンプライアンス等のソフト面まで改善点・問題点を全般的に検討して きました。さらに、本件冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止については、 運送業者、加工業者との連携も不可欠でしたので、その連携についても 検討を行いました。
- 2 各回の再発防止委員会での検討内容は、別紙再発防止委員会検討内容に記載したとおりです。なお、実施状況等欄の記載内容については、答申時点での実施状況等を記載したもので、各再発防止委員会終了時点での結果を記載したものではありません。

#### 第4 答申の趣旨の理由

- 1 第三者機関による事実調査及び公表について
- (1) 漁協がこれまでおこなってきた調査について
  - ア 漁協がこれまでおこなってきた調査について

再発防止委員会では、冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止策策定のため、冷凍魚不正抜き取り事件について、漁協が行った調査について、再発防止策の策定に必要な範囲で報告を求めました。令和3年3月22日の冷凍魚不正抜き取り事件(以下「令和3年3月不正抜き取り事件」と言います。)及び同年4月30日の冷凍魚不正抜き取り事件(以下「令和3年4月不正抜き取り事件」)の発生後、漁協は、冷凍魚不正抜き取り事件について、職員に対する聞き取り調査に加えて、焼津市内の事業者に対し、計量証明がない冷凍魚を保管していないかの照会を行う等の

調査を行ったとの報告がありました。再発防止委員会では、この調査に加えて、漁協に対し、冷蔵庫の出入庫記録とセリの落札情報とを対比し、冷凍魚が不正に抜き取られた疑いがある出入庫記録の有無を検証できないか等の追加の調査を提案する意見がありました。

漁協が行った上記検証については、第8回再発防止委員会で、今後の再発防止策を策定するにあたり、漁協が行った調査に問題がないか検討していたところ、漁協出身の再発防止委員より、①漁協において、セリ情報の対比により、冷凍魚が不正に抜き取られた疑いのある冷蔵庫出入庫記録を既に確認していること(KS 案件)、②冷凍魚が不正に抜き取られた疑いのある冷蔵庫出入庫記録に基づく職員の聞き取り調査は行われていないとの報告がありました。

#### イ 漁協が行った調査に対する評価

一般に、不祥事が発生した場合、その事実調査について、正確性のみならず、詳細性も重要な要素となります。また、組織が積極的な事実調査を行うことが、不祥事を許さないという姿勢を示すことになり、今後の不正行為の抑止へとつながるとともに、利害関係者からの信頼回復にもつながります。

したがって、冷凍魚不正抜き取り事件について、効果的な再発防止策を実施し、漁業者からの信頼回復を図るためには、冷凍魚不正抜き取り事件の事実関係が可能な限り詳細に明らかになる必要があります。そして、漁協が事実調査に積極的であることが、今後、漁協が冷凍魚の不正抜き取り行為をはじめとした不祥事を二度と許さないという姿勢を漁協内外に示すこととなり、冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止はもちろん、その他の不祥事の抑止や信頼回復へとつながっていきます。

漁協は、冷凍魚不正抜き取り事件について、全職員を対象とした聞き取り調査等様々な調査を行ってきました。漁協がこれまで行ってきた調査は、まずは、不祥事そのものの把握を主眼としたため、冷凍魚不正抜

き取り事件に職員が加担した動機等の不祥事発生の背景事情や冷凍魚不 正抜き取りが行われた漁協市場部が冷凍魚不正抜き取り事件を把握でき なかった理由等の再発防止に向けた周辺事情の調査については二の次と なってしまいました。また、上記アの冷凍魚が不正に抜き取られた疑い のある冷蔵庫出入庫記録に基づいた聞き取り調査は、現時点では完了し ていないため、改めて、冷蔵庫出入庫記録に基づいた聞き取り調査を行 う必要もあります。

漁協は、これまで事実調査を行ってきましたし、必ずしも事実調査を 行う能力がないというわけではありませんが、漁協外に漁協が行った事 実調査では不十分でさらなる真相究明を求める声があることを踏まえれ ば、漁業者からの信頼回復のためには、漁協とは独立して調査を行う第 三者機関による調査がより望ましいといえます。

そこで, 再発防止委員会は, 第三者機関により, 改めて事実調査を行うよう提言します。

#### (2)漁協の情報発信強化の必要性

ア 再発防止委員に対する通報を端緒とした情報提供事件

#### (ア) 再発防止委員会に明らかになった経緯

令和4年3月19日に、再発防止委員長宛に、匿名者より令和2年に 漁協組合長宛の文書が送付された旨の情報提供がありました。

同年4月4日,第6回再発防止委員会において,再発防止委員長が内部通報窓口ではなかったため,漁協に対し,再発防止委員長を内部通報窓口に追加することを求め,同日の手続は終了しました。

再発防止委員長が内部通報窓口に追加されたので,同月18日,第7 回再発防止委員会において,情報提供に基づく資料を提示したところ, 漁協出身の再発防止委員より,「10数年前より焼津魚市場外港に於い て窃盗が横行している」ことを指摘する文書の提出を受けました。その文書の内容は、令和2年3月、「10数年前より焼津魚市場外港に於いて窃盗が横行している」ことを指摘するものでした。漁協組合長及び市場担当役員宛に上記文書が送付された事件(以下「令和2年情報提供事件」といいます。)を漁協出身の再発防止委員が、再発防止委員会委員全員に対して明らかにしたのは、第7回再発防止委員会のときでした。

#### (イ) 令和2年情報提供事件に対する漁協の対応

令和2年情報提供事件を受けて、令和2年3月6日金曜日、漁協専務から相談を受けた監理役が作成した文書には、「投書にあるような事実は考えられない」と同監理役が判断した、令和2年3月9日月曜日、市場担当役員より、同監理役が漁協常勤会で「投書事実は考えられないことから1ヶ月様子を見る」との対応方針をとったことを確認したの記載があり、同文書は、後任の監理役に引き継ぎがれました。漁協は令和2年情報提供事件を端緒とした調査を行いましたが、結果として、令和2年には、冷凍魚不正抜き取り事件が明らかになることはありませんでした。

#### イ これまでの漁協が行った情報開示に対する評価とその課題

再発防止委員会では、漁協に対し、漁協で発生した冷凍魚不正抜き取り事件の背景的事実を含む事実関係がわからなければ、効果的な再発防止策ができないため、事実関係を明らかにするよう求めてきました。

例えば、上記(1)の漁協独自の冷蔵庫出入庫記録の検証結果について明らかになったのは、再発防止委員会が設置されて5ヶ月間が経過した第8回の再発委員会でのことでした。また、令和2年情報提供事件について、その存在が明らかとなったのは、再発防止委員長宛の情報提供を受けてのことでした。

再発防止策のため、正確かつ積極的に事実関係を整理し、信頼回復のため、情報を発信しなければならない中、漁協の情報整理・発信は必ずしも十分とは言い難く、課題となっている面、すなわち、冷凍魚不正抜き取り事件に対する漁協の認識は混沌としていて、冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止を視点とした情報の整理や、発信すべき情報の取捨選択が進んでいない面があることも否定できません。内部通報に先んじて、漁協が令和2年情報提供事件を再発防止委員会に報告できなかったことは、漁協が発信すべき情報の取捨選択ができなかったことはまさしくその一例といえます。

漁協が、早急に正確かつ積極的に事実関係を整理・発信していくためには、これまでの経緯から、漁協が行うのではなく、専門家から組成された第三者機関に、冷凍魚不正抜き取り事件に関する情報の整理及び発信を委ねることが適切です。

そこで,再発防止委員会は,第三者機関による冷凍魚不正抜き取り事件についての整理及び発信を提言します。

#### (3) 小括

再発防止委員会は,冷凍魚不正抜き取り事件について,第三者機関に よる整理及び発信を提言します。

- 2 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化
- (1) 平成24年, 令和2年の調査
  - ア 平成24年不正抜き取り事件について、同年1月に行われた聞き取り 調査の対象となった漁協職員は、その時点では、その関与を否定したも のの、同年7月に冷凍魚不正抜き取り行為の存在が疑われる事実もあり ましたが、再調査は行われず、平成24年の時点では、冷凍魚不正抜き

取り事件の存在を明らかにすることはできませんでした。

また、匿名とはいえ、令和2年にも、冷凍魚の不正抜き取りを仄めか す通報があり、その後調査を行いましたが、冷凍魚不正抜き取り事件の 存在を明らかにすることはできませんでした。

イ 漁協は、平成24年冷凍魚不正抜き取り事件及び令和2年情報提供事件について、市場で発生した冷凍魚不正抜き取り行為の発生確度の判断を誤り、令和3年3月不正抜き取り事件が発覚するまで、冷凍魚不正抜き取り行為の防止措置を講じることができませんでした。

#### (2)漁協が行った責任の明確化

漁協は、冷凍魚不正抜き取り事件発生の責任をとって、執行部役員については一部報酬の自主返納、冷凍魚不正抜き取り事件に実際に加わってしまった職員に対しては、懲戒解雇2名、雇い止め1名、出勤停止15名の懲戒処分を行いました。

#### (3)評価

冷凍魚不正抜き取り事件に加担した職員に対する懲戒処分については,一般的な懲戒基準に照らし,寛大なものでした。漁協からの説明では,寛大な処分の理由について,加担した職員全員を厳罰処分にすれば,市場業務に支障をきたすというものでした。

平成24年当時から、冷凍魚が不正に抜き取られた疑いがあり、その後も、冷凍魚不正抜き取り事件に関する通報があったにもかかわらず、令和3年3月不正抜き取り事件が発覚するまで、不正抜き取り行為に対する防止策を策定しなかったことについては、落ち度があったと言わざるを得ず、漁協は、不正抜き取り行為に対する防止措置を講ずるべきであったと言わざるを得ません。

漁協役職員は、再発防止委員会において決定した、冷凍魚不正抜き取

り行為をはじめとした誓約書を提出し、今後は、市場業務において不正 が発覚した場合には、厳格な姿勢で懲戒処分に臨むことを明らかにして おり、漁協は、執行部を中心として、組織として不正を根絶するという 強い決意をもって、業務執行に臨むことを明らかとしています。

#### (3) 小括

再発防止委員会は、漁協に対し、不祥事の疑いがある場合や、不祥事が発生してしまった場合には、将来の抑止や関係者からの信頼の維持・回復の観点から効果的な防止策を講じられるよう、厳しい姿勢で業務執行に臨むことを提言します。

3 内部統制システムの強化

#### (1)漁協の内部統制システムの検証

不正行為や手続上の不備の発見,是正等の監査を行う内部監査体制の整備が調査報告書により指摘されており,また,それを受け新たに監事 2名を員外の者とし,追加しているものの,漁協には今日に至るまで内 部での日常的な事務の監査体制が存在していません。

令和3年3月不正抜き取り事件及び令和3年4月不正抜き取り事件が発覚したのも、被害会社(両事件はそれぞれ別会社)の積極的関与があったからで、漁協が独自に発見したものではありませんでした。冷凍魚不正抜き取り事件について、被害会社は、その存在を把握することができましたが、令和3年4月30日まで、1件も冷凍魚不正抜き取り事件を明らかにできませんでした。

冷凍魚不正抜き取り事件について,市場部,冷蔵部という各部門,または,漁協全体で自律的に是正することはできませんでした。

#### (2) 再発防止委員会の提言

上記(1)記載のとおり、監事監査を除けば、漁協の内部統制システムは存在せず、漁協の現在の体制の下では独自に不正行為を発見できなかったことをふまえ、早期に内部統制システムを整備する必要があります。具体的には、調査報告書で指摘されている人事ローテーション及び内部での事務の監査体制の整備、不祥事発見のために行われる職員の連続職場離脱制度の導入を提言します。

- 4 組織的なコンプライアンス意識の一層の徹底
- (1) 役職員の法令等遵守意識が問題となった事実
  - ア 漁協は、令和3年3月22日に発生した令和3年3月不正抜き取り事件について、同月25日に、警察に相談に行き、警察への相談と前後して、市場担当の漁協職員に対して、聞き取り等の調査を行っており、市場担当職員は、漁協の市場で冷凍魚不正抜き取り事件が発生し、令和3年3月不正抜き取り事件が警察に相談中であることを把握していました。

しかし、令和3年4月30日に令和3年4月不正抜き取り事件が発生してしまいました。漁協の説明によると、逮捕された職員は、運送会社に対して、令和3年3月に監視カメラが市場に設置されているため、冷凍魚の不正抜き取りはできない旨主張していたものの、小秤に対し、トラックスケールを導入する前に、運送会社が抜き取り行為を実行したため、同事件を防止できなかったとの説明がありました。

上記事実が意味することは、漁協職員がどのような経緯で、不正に関与することになったかは定かでないものの、少なくとも、漁協内部で不正抜き取り行為を報告することができないコンプライアンス体制が脆弱な状態であったと評価せざるをえません。

イ 令和3年3月不正抜き取り事件及び令和3年4月不正抜き取り事件の上記両事件について,漁協は,その発生当日に窃盗の事実を確認していたにも関わらず,捜査機関から保秘要請を受け,その保秘を確認しなかったため,水産業協同組合法および卸売市場法において監督官庁として位置づけられている静岡県に報告したのが令和3年3月不正抜き取り事件が発生してから4ヶ月以上経過した令和3年7月29日,非常勤理事及び監事への報告にいたっては約7ヶ月経過した令和3年10月13日に開催された理事会のときでした。

静岡県に速やかな報告がなされていなかったという点については、監督官庁による適切な監督が働かない状況を漁協が作っていたと評価せざるを得ませんし、非常勤理事及び監事に対して速やかな情報提供が行われなかったため、内部牽制体制が十分機能していなかったと評価せざるを得ません。

#### (2) 再発防止委員会の提言

再発防止委員会は、コンプライアンス遵守意識醸成のために、職員全体に対しては、冷凍魚不正抜き取り事件に基づいた法的責任等を学ぶコンプライアンス研修を行うこと、漁協執行部に対しては、監督官庁に対する不祥事の速やかな報告、非常勤理事及び監事への速やかな情報提供を行い、監督官庁による厳しい指導の下、業務執行を行っていくことを提言します。

また、コンプライアンス遵守意識醸成のためには、不正行為には厳しい制裁があることを示す必要があり、今回の冷凍魚不正抜き取り事件は、民事上の責任も問題となります。中立・公正な判断のために、松山地方裁判所今治支部平成24年8月23日判決等の裁判例に照らし、民事上の責任の有無を検討・判断すること提言します。

#### 5 再発防止策の総括

まず、漁協は冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止策について、再発防止委員会発足前から行ってきた、防犯カメラの設置、警備員の配置、トラックスケール通過の義務化等の再発防止策を策定し、実施しました。これらの再発防止策の実施により、これまで行われてきた手法による冷凍魚の不正抜き取り行為は行うことができない環境になりました。

その後,再発防止委員会発足後,再発防止委員会では,9回にわたり, 様々な再発防止策を検討し,漁協は,これを実施してきました。これに より,漁協のみで実施できる再発防止策の検討は終わり,その再発防止 策はおおむね実施されています。このような意味では,再発防止策の提 言を行う再発防止委員会の役割は一応終了したと評価できます。

ただ,運送業者,加工業者と連携して行う再発防止策の検討・実施が 残っておりますので,漁協は,引き続き,この点について取り組んでい ただきますようお願い申し上げます。

#### 6 結び

冷凍魚不正抜き取り事件は、漁協の市場で発生した事件ですが、その事件関与者は、漁協職員のみならず、運送業者、冷蔵庫業者、加工業者も逮捕され、一漁協の問題という枠組みを超え、冷凍鰹の運送、冷蔵、加工業者をも巻き込んだ問題となっております。冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止のためには、運送業者及び加工業者の協力が必要不可欠です。再発防止委員会といたしましては、再発防止のために運送業者及び加工業者の皆様方にもお力添えいただきますようお願い申し上げる次第です。

今回の冷凍魚不正抜き取り事件を契機として、船会社の焼津離れが懸念され、現に、従来よりも船会社の水揚げ回数が減っているとの報告もあります。焼津漁港の水揚げが減ることは、漁協の危機であるのみならず、焼津市、ひいては、関連する水産業界全体の危機にもつながりかねません。

そこで、漁協は、被害に遭われた船会社の意見を受け止め、その信頼 回復に向けて一層真摯に取り組んでいただくことを求めます。

### 別紙 再発防止委員会検討内容

### 第1回再発防止委員会(令和4年1月14日)

番号	検討事項	検討結果	実施状況等
1	不正行為の概要の報告	_	_
2-1	魚市場の盗難防止対策	職員のコンプライアンスマニュアルの整備	整備済み
	(ハード面)		
2-2		トラックスケール通過義務化の通知の徹底	実施済み
2-3		トラックスケール搭乗時の警報音等の導入	検討中
2-4		コンプライアンス宣誓書の提出	実施済み
2-5		不正に入れた荷物の休日搬出の防止	処置済み
2-6		小秤等のカメラ位置の変更	検討中
3-1	その他	外港事務所の職員の机を仲買人が使用すること	実施済み
		を禁止する	
3-2		職員と仲買人との飲食の禁止	倫理規定を整備

## 第2回再発防止委員会(令和4年1月28日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	外港事務所の運用	外港事務所の職員の机を仲買人が使用すること	実施済み
	見直し	を禁止する	
2	仲買人との交際節度	職員と仲買人との飲食の禁止	倫理規定を整備
3	計量前のトラックと	トラックの待機場所を3B,ボックス置き場を	2Bへの変更は,
	計量後のトラックの	2Bとする	水揚げ遅延につな
	分離		がるため不可。
4	市場と運送会社の	市場内のボックスのフォークリフトによる運搬	業務委託契約の締
	役割分担	責任を明確化すべき	結を検討中

## 第2回再発防止委員会(令和4年1月28日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
5	冷凍協会宛の要望書	静岡県冷蔵庫協会宛に、未計量の冷凍魚を取り	実施済み
	の提出	扱わないよう依頼する要望書を提出することに	
		なった	
6	魚市場の盗難防止対	水揚げに関係ない車両の進入禁止	進入禁止の措置を
	策 (ハード面)		実施するための許
			可の取得が困難で
			あることが判明
			し,断念
7	選別前の全量計量	コンベアスケール・クレーンスケールの導入に	作業時間の長期化
		ついての検討	と計量の精度の点
			で、現時点では技
			術的に困難である
			ことが判明し、保
			留
8	外港冷蔵庫への搬入	フォークリフトを利用した外港5Bから外港冷	バリケード設置,
	監視	蔵庫への直接搬入の監視	警備員が監視で
			きる動線設置
9	外部冷蔵庫への	漁業者,仲買人,運送業者に対し,冷凍魚不正	実施済み
	搬入監視	抜き取りに関する情報提供の依頼をすることに	
		なった	
10	職員誓約書の徴求	全職員に対し、誓約書を徴求することになった	実施済み
11	若手チームの結成	現場がわかる職員を選定して,再発防止委員会	実施済み
		の課題に取り組ませることになった	
12	船主意見書への対応	再発防止委員会で、船主意見書に対する回答を	実施済み
		することになった	

## 第3回再発防止委員会(令和4年2月9日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	外港冷蔵庫の運用見	各種資料を作業スペースに移し,大きめのパー	実施済み
	直し	テーションでスペースを分離	
2	仲買人との交際節度	懲罰規程を含むルール作りが必要	倫理規定を整備
3	計量前のトラックと	トラックの待機場所を3B,ボックス置き場を	2Bへの変更は,
	計量後のトラックの	2Bとする案を運送業者と協議	水揚げ遅延につな
	分離		がるため不可。
4	市場と運送会社の	市場内のボックスのフォークリフトによる運搬	業務委託契約書の
	役割分担	責任を明確化すべき	締結を検討
5	選別前の全量計量	クレーンスケールの運用試験	コンベアスケー
		コンベアスケールのメーカー説明会を受けて	ル,クレーンスケ
		再協議	ールの導入につい
			て検討したが,現
			時点では技術的に
			困難であることが
			判明し,保留
6	職員誓約書の徴求	全職員に対し、誓約書を徴求することになった	実施済み
7	船主意見書への対応	再発防止委員会で、船主意見書に対する回答を	実施済み
		することになった	
8	若手チームの結成	現場がわかる職員を選定して,再発防止委員会	実施済み
		の課題に取り組ませることになった	
9	魚仲組合, 鰹節組合,	魚仲組合, 鰹節組合, 鮮魚組合宛に, 未計量の	実施済み
	鮮魚組合に対する要	冷凍魚を取り扱わないよう依頼する要望書を提	
	望書	出することになった	
10	魚市場の盗難防止対	バーコードをつけたパレットスケールの導入	コスト面, 時間
	策 (ハード面)		面の問題により
			断念

## 第3回再発防止委員会(令和4年2月9日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
11	退職金規程の変更	退職者に退職金が支払われた後に、懲戒解雇事	実施済み
		由が判明した場合,退職金の返還を求めること	
		ができる規定を追加することになった	
12	相場維持に係る無償	今後は、船主と相談して実施することになった	実施済み
	提供		
13	損失補填に係る無償	今後は、船主と相談して実施することになった	実施済み
	提供		
14	お礼に係る無償提供	今後は、船主と相談して実施することになった	実施済み
15	調査報告書事例4の	報告書事例4の事件の詳細な推移について委員	実施済み
	事案報告	会で報告することになった	

## 第4回再発防止委員会(令和4年2月24日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	船主意見書への対応	再発防止委員会で、船主意見書に対する回答を	実施済み
		することになった	
2	若手チームの結成	現場がわかる職員を選定して、再発防止委員会	実施済み
		の課題に取り組ませることになった	
3	調査報告書事例4の	報告書事例4の事件の詳細な推移について委員	実施済み
	概要について	会で報告することになった	
4	仲買人に対する要望	魚仲組合, 鰹節組合, 鮮魚組合宛に, 未計量の	実施済み
	書の提出について	冷凍魚を取り扱わないよう依頼する要望書を提	
		出することになった	

## 第4回再発防止委員会(令和2年4月24日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
5	組合のガバナンス体	再発防止委員会で、組合のガバナンス体制を検	実施済み
	制について	証することになった	
6	再発防止委員の追加	松永専務を再発防止委員に追加選任することに	実施済み
	選任	なった	
7	内部通報の外部窓口	内部通報の窓口として,顧問弁護士以外の者を	実施済み
		内部通報窓口とすることになった	
8	役員倫理規定の整備	役員行為基準に,交際に関する規定を設けるこ	実施済み
		とになった	

### 第5回再発防止委員会(令和4年3月14日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	役員倫理基準の整備	役員行為基準に,交際に関する規定を設けるこ	実施済み
		とになった	
2	組合のガバナンス	再発防止委員会で、組合のガバナンス体制を検	実施済み
	体制について	証することになった	
3	船主意見書への対応	再発防止委員会で、船主意見書に対する回答を	実施済み
		することになった	
4	運送会社への対応に	コンプライアンス誓約書 (会社,運転手),運	令和4年6月に
	ついて	転手名簿,車両名簿の提出を依頼することにな	実施予定
		った	
5	職員の金品の返還	職員が冷凍魚不正抜き取り事件で得た金品を漁	検討済み
		協で賠償のために預かるか,否か検討すること	
		になった	

## 第5回再発防止委員会(令和4年3月14日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
6	調査委員会資料の開	冷凍魚不正抜き取り事件の検証のため、調査委	調査委員会資料の
	示について	員会が作成した資料を閲覧できないか検討する	閲覧は再発防止委
		ことになった	員会で不要と判断
			した
7	仲買人宛誓約書	仲買人に対しても、誓約書の提出を検討するこ	検討中
		とになった	
8	全量計量の導入の検	入り口に車番認証カメラの設置,バース内に計	検証の結果, 実益
	討	量器2台の追加設置を検証する	に乏しいため,保
			留
9	全量計量の導入の検	板台に受けホッパーを設置し、船から吊った魚	メーカーに対し
	討	を計量する	図面等の作成を
			依頼することと
			した

# 第6回再発防止委員会(令和4年4月4日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	組合のガバナンス	再発防止委員会で、組合のガバナンス体制を検	実施済み
	体制について	証することになった	
2	運送会社への対応	コンプライアンス誓約書(会社,運転手),運	令和4年6月
	について	転手名簿,車両名簿の提出を依頼することにな	実施予定
		った	

## 第6回再発防止委員会(令和4年4月4日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
3	職員の金品の返還	職員が冷凍魚不正抜き取りで得た金品を漁協で	検討済み
		賠償のために預かるか,否か検討することにな	
		った	
4	仲買人宛誓約書	仲買人に対しても、誓約書の提出を検討するこ	検討中
		とになった	
5	理事会の活性化	理事会終了後に, 意見交換会を行うことにより,	実施済み
		常勤理事と非常勤理事が組合の業務執行につい	
		て自由な意見交換をすることになった	
6	内部監査体制につい	これまで、漁協内部の監査は、監事監査のみで	制度を設計中
	て	あったので、内部監査を行う部署を設け、定期	
		的な内部監査を行うことになった	
7	内部通報について	再発防止委員会委員長を内部通報外部窓口とす	実施済み
		ることになった	
8	就業規則の変更	不正に加担してしまった職員が,不正について	就業規則,內部通
		内部通報を行った場合,当該職員の責任を減免	報規定の改正を準
		できる規定を追加することになった	備中
9	3tスケールの監視カ	3tスケールへの監視カメラの導入を検討するこ	検証の結果,代案
	メラの導入	とになった	を含め検討するこ
			ととなった

## 第7回再発防止委員会(令和4年4月18日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	犯罪を監視するガバ	常勤会で決定したことは理事会に報告する事。	検討済み(一部実
	ナンス体制の構築と	理事会終了後監事会を開催する事。役員を対象	施済み)
	理事会の活性化	としたコンプライアンス研修会を開催する事。	
		市場委員会に漁業者を加える事等を実施するこ	
		ととした	
2	内部通報を受けた後	外部の関係先に制度の内容と通報窓口を開示す	検討済み
	の対応マニュアル	る事とし、マニュアルは継続審議とした	
3	職員が得た金品の返	職員が冷凍魚不正抜き取り事件で得た金品の返	検討済み
	還	還については、組合が使用者責任として損害賠	
		償が発生した時点で対処することとなった	
4	運送業者から徴収す	コンプライアンス誓約書 (会社,運転手),運	令和4年6月に
	るコンプライアンス	転名簿、車両名簿の提出を依頼することになっ	実施予定
	誓約書	た	
5	仲買人から徴収する	仲買人に対しても、誓約書の提出を検討するこ	検討中
	コンプライアンス誓	とになった	
	約書		
6	役職員倫理規程につ	役職員から役員を外し、職員倫理規程とし規程	令和4年6月実施
	いて	を整備する	予定
7	内部通報制度に伴う	不正に加担してしまった職員が、不正について	就業規則・内部通
	就業規則の一部変更	内部通報を行った場合、当該職員の責任を減免	報規則の改正を準
		できるよう規程を追加する	備中

## 第8回再発防止委員会(令和4年5月10日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1-1	運送業者及び仲買人	コンプライアンス誓約書 (会社,運転手),運	令和4年6月
	から徴収するコンプ	転手名簿,車両名簿の提出を依頼することにな	実施予定
	ライアンス誓約書	った	
1-2		運送業者に対する誓約書提出後のルールについ	検討済み
		ても検討することになった	
1-3		仲買人に対しても、誓約書の提出を検討するこ	検討中
		とになった	
2	事件の再発防止に向	冷凍魚不正抜き取り事件の再発防止に向けての	検討済み
	けた課題	課題について検討することになった	
3	漁協で新しく立ち上	若手メンバー,市場委員会メンバー,市場改革	実施済み
	げた組織について	チームを結成し,それぞれのチームの職務内容	
		についての説明があった	
4	デジタル技術の導入	計量結果をスケール小屋と管理棟にデータとし	検討中
	と計量情報の「見え	て送ること,板台にホッパーを取付け全量計量	
	る化」	する方法について検討することになった	
5	不当要求に対する研	全職員を対象に不当要求に対する研究会を行う	検討中
	究会の開催について		
6	役員に対するコンプ	役員を対象にコンプライアンス研修会を行う	検討中
	ライアンス研修会に		
	ついて		
7	監事会の活性化	原則として,毎月監事会を開催することになっ	実施済み
		た	
8-1	内部通報について	内部通報マニュアルを整備した	実施済み
8-2		内部通報窓口を外部に連絡することになった	再発防止委員会終
			了後,変更して実
			施

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
9	漁獲報告と水揚げ	平成27年からの漁獲報告と水揚げ報告の比較	実施済み
	数量の比較報告	を行ったところ、平成27年から令和2年の再	
		発防止策導入前の水揚平均値と再発防止策導入	
		後の水揚平均値に差異があることがわかった	

## 第9回再発防止委員会(令和4年5月24日)

番号	審議事項	検討結果	実施状況等
1	内部通報について	内部通報窓口を外部に連絡することになった	再発防止委員会終
			了後,変更して
			実施
2	答申書について	答申書の内容について検討を行った	終了
3	海外まき網漁業協会	海外まき網漁業協会に対する回答内容について	検討済み
	に対する回答につい	検討を行った	
	て		
4	役員行為基準につい	役員の行為基準について,交際規定を追加する	実施済み
	て	ことになった	